

# 活学書院 日本語教育課程等実施規則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、さらに生活指導、進学指導、就職指導などを行うことによって、日本文化・日本社会への理解、日本企業への就職、そして地域住民との国際交流を図り、もって、国際的視野を持つ人間性豊かな公共的人材育成に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、活学書院と謂う。または、活学書院京都四条大宮校とも称する。

(位置)

第3条 本学は、京都府京都市中京区壬生辻町 11 番 1 に置く。

## 第2章 日本語教育課程、修業期間、収容定員及び休業日

(日本語教育課程・修業期間、収容定員)

第4条 本学の日本語教育課程、修業期間、収容定員及び授業時間数は、次の表のとおりとする。

第1・2部	課程名	修業期間	収容定員	授業時間数	入学月
第1部	進学 2年コース	2年	180	1560	4月生
	進学 1.5年コース	1年6か月		1180	10月生
第2部	進学 2年コース	2年	180	1560	4月生
	進学 1.5年コース	1年6か月		1180	10月生
合計			360		

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月、10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月初旬から 10月初旬
- (2) 第2学期 10月中旬から 3月中旬

(授業日及び休業日)

第6条 本学の休業日を次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業（8月初旬から8月下旬まで）
- (5) 冬季休業（12月下旬日から1月初旬まで）
- (6) 春季休業（3月中旬から4月初旬まで）

- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定め、次の通りに行う。

- (ア) 第1部 午前 9:00～12:35
- (イ) 第2部 午後 13:15～16:50

### 第3章 日本語教育課程、授業時間、学習の評価及び教職員組織

(日本語教育課程)

第8条 本学には、以下の日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参考枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）レベル別及び授業時間は下記のとおりとする。授業の1単位時間数は、45分とし、1日4単位時間、週20単位時間を基本とする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	レベル 参考枠の尺度	単位時間数
進学2年 コース	2年	B2	初級(A1/A2)	380
			初中級(A2/B1)	400
			中級(B1/B2)	380
			中上級(B2)	400
進学1年6か月 コース	1.5年	B2	初中級(A2/B1)	400
			中級(B1/B2)	380
			中上級(B2)	400

(教育の提供方法)

第9条 本学は、学習者の要望に適切に応答するため、学習者の目的及び目標に応じて、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目またはその一部を用いて体系的に編成したコースを提供することを基本とする。この場合において、学習者が日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し、当該日本語教育課程全体を受講することを妨げない。

(クラス編成)

第10条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程又はコースを受講する受講者を 20 名以下ごとに分けて編成する。

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、授業科目ごとに定期試験と平常点（課題提出、小テスト）等総合して決定し、A(90 点～100 点)、B(80～89 点)、C(70～79 点) D(60～69 点) E(59 点以下)の 5 段階評価とする。

E 評価は修了認定をしない。ただし、1 度限り再試験を認める。

(教職員組織)

第12条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
  - (2) 副校長（校長が非常勤の場合のみ）
  - (3) 主任教員
  - (4) 教員 18 人以上（うち専任教員 8 人以上）
  - (5) 生活指導担当者 2 人以上（うち専任 1 人以上）
  - (6) 事務統括責任者
  - (7) 事務職員 2 人以上（うち専任 1 人以上）
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属する教職員を監督する。
- 4 副校長は担当役員が兼任し、校長と役割分担して、校務をつかさどるとともに、校長に事故があるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときにその職務を行う。
- 5 専任教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(専任会議)

第13条 職務の円滑な執行に資するため、専任会議を置く。

第14条 専任会議は、校長、副校長、教務主任、事務統括責任者、生活指導担当者、専任教職員をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、専任会議が必要と認めたときは、専任会議に非常勤の教員も加えることがある。
- 3 専任会議は校長が主宰する。

## 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第15条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が 17 歳以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入学を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(5) 各コースにおいて求められる日本語能力がある者

- イ 2年コースは150時間以上の日本語学習歴が証明できる者、又はA1相当の日本語試験に合格している者、
- ロ 1.5年コースは300時間以上の日本語学習歴が証明できる者、又はA2相当の日本語試験に合格している者

(入学時期)

第16条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月、10月とする。

(入学手続き)

第17条 本学への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第24条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第24条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第18条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、8日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第20条 転学しようとするものは、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

(修了・卒業の認定)

第21条 校長は、教育課程で定められた授業科目ごとに第11条に定める学習評価を行い、6割以上の評価を受けた者に対して当該科目的修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の教育課程を修了し、かつ在学中の総出席率が8割を超えているものにおいて、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第22条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第23条 学生が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告及び退学の2種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第5章 学生納付金

(学生納付金)

第24条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。下記の金額は消費税を含む。

進学2年コース、進学1年6か月コース

初年度費用

(単位：日本円)	
学費等諸費用	全コース
選考料	33,000
入学金	55,000
学 費	660,000
施設費	44,000
教材・課外活動費	33,000
保険金(生・賠)	12,400
国民健康保険	27,600
銀行支払手数料	4,000
小計	869,000

二年目費用

(単位：日本円)

学費等諸費用	進学2年コース	進学1年6か月コース
学 費	660,000	330,000
施設費	44,000	22,000
教材・課外活動費	33,000	16,500
保険金（生・賠）	12,400	8,000
国民健康保険	27,600	13,800
小計	777,000	390,300

(納入)

第25条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月（の翌月）から授業料を免除することができる。
- 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

（滞納）

第26条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を2月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる

（学生納付金の返還）

第27条 学費の返金については、下記の通りとする。

- 1 在留資格認定証明書が交付されなかった場合は、選考料を除いた全額を返金します。
- 2 在留資格認定証明書交付後、ビザが発給されない、ビザが発給されたが、入学を取りやめた場合、選考料と入学金を除き返金します。学費を支払う前に入学を取りやめた場合には、選考料と入学金を請求します。

（入学後）

■入学後、6か月分の学費、施設費、支払い済みの保険金（生・賠）、返金できません。当初の予定を早めて退学する場合は、入学から6か月分の学費、施設費、保険金（（生・賠）は加入済みのため返金不可）、下記の計算方法に基づき返金します。ただし、解約事務手数料33,000円がかかります。返金合計額が解約事務手数料より少ない場合は清算しません。

- ① 学費、施設費については3か月単位で返金します。
  - ② 国民健康保険料、教材・課外活動費、家賃預り金については、下記の計算方法に基づき返金します。
    - ・国民健康保険料：市区町村に支払い済み分（支払予定分を含む）を除いて返金
    - ・教材費：配布済みテキスト代とコピーワーク等（1か月1,000円）を引いて、返金
    - ・課外活動費：参加しなかった場合は返金（但しキャンセル期日を過ぎた場合は返金なし）
    - ・保険金（生・賠）：返金なし
- 在留期間更新許可申請が不許可となり、退学して帰国する場合は、返金できません。但し、学費支払い残額が3か月以上ある場合は、上記の計算方法により返金します。
- 学期途中に、就労・日本人配偶者等・家族滞在・定住者等の、留学以外の中長期在留者の在留資格に変更し退学する場合、在籍が1年未満の場合は、上記の計算方法での返金とし、事務解約手数料がかかります。ただし、残金が手数料の額に満たない場合、手数料はかかりません。1年以上在籍した後に在留資格を変更した場合は、変更日を含む月までの学費、施設費、保険金（生・賠）、支払い済み国民健康保険を除いて、月割りで返金します。解約事務手数料はかかりません。
- 法令・校則に違反し、除籍処分となった場合は、返金できません。
- 返金は、原則として帰国確認後、または在留資格変更後に、海外もしくは国内の口座に1か月以内に振り込みます。なお、返金に係る送金手数料は、受取人負担とします。

（5） 雜 則

（寄宿舎）

第28条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 29 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 30 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

#### 附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。